

生活習慣病の早期発見
のため特定健康診査を
受けましょう



平成29年3月24日 第135号
一 発 行 一
五 所 川 原 市
民 生 部 国 保 年 金 課
〒037-8686
五所川原市字岩木町12番地
TEL.35-2111(番代) 内線2335・2336

国民健康保険税は
納期内に
納めましょう

こんなときは **必ず14日以内**に国保の窓口へ届け出を!

	こ ん な と き	届 け 出 に 必 要 な も の	
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書	
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険の資格喪失証明書	
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき		
	子どもが生まれたとき	1. 同じ世帯の国保加入者の保険証 2. 母子健康手帳	
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書	
	外国籍の人が加入するとき	在留カード (入国の目的により他の書類が必要になることもあります)	
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき ※1	転出する人の保険証 (転出にともない世帯主変更となる場合、同世帯の国保加入者全員分の保険証)	
	職場の健康保険に加入したとき	はんこ (スタンプ式は不可)	
	職場の健康保険の被扶養者になったとき		1. 職場の健康保険に加入した人全員分の国保保険証 2. 職場の健康保険に加入した人全員分の保険証 (「2」が未交付のときは職場の健康保険の資格取得証明書)
	国保の被保険者が死亡したとき	マイナンバー がわかるもの	1. 死亡者の保険証 2. 死亡を証明するもの (世帯主が死亡した場合、同世帯の国保加入者全員分の保険証)
	生活保護を受けるようになったとき	※2	保護開始決定通知書
	外国籍の人がやめるとき		保険証
その の	市内で住所が変わったとき(転居)	転居する人全員分の保険証 (転居にともない世帯主変更となる場合、全員分の国保保険証)	
	世帯主や氏名が変わったとき (世帯主変更、氏名変更)	変更があった人の保険証 (世帯主に関わる変更があった場合、全員分の国保保険証)	
	世帯を分けたり、一緒にしたとき (世帯分離、世帯合併)	変更があった人の保険証 (世帯主変更となる場合、全員分の国保保険証)	
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなった とき(再発行)	汚れたり破れたりして使えなくなった保険証	
他	修学のため、市外に住所を定めるとき (☎該当)	右面「☎保険証とは？」参照	
	☎保険証を使用していた人が 学生でなくなったとき(☎非該当)		
	☎保険証を使用している人の住所に変更が あったとき		

- ※1 卒業後、就職のため3月中に転出する方は、3月末まで学生扱いとなりますので、☎保険証の申請も併せて行ってください。はんこ・保険証・学生証または卒業証書が必要となります。
- ※2 申請者が本人あるいは同一世帯の家族で、保険証の交付を窓口で受ける場合は申請者の本人確認書類(顔写真入りの身分証明書)が必要です。本人確認書類がない場合、あるいは申請者が家族以外の代理人である場合は、翌日郵送にて保険証を交付します。代理人が届け出する場合は、委任状と代理人の本人確認書類も必要になります。詳しくは国保年金課までお問い合わせください。

学 保険証とは?

国民健康保険は住所地の市区町村で加入することが原則ですが、大学・高校などの学校へ就学するため、五所川原市以外の市区町村に転出する場合は、特例として五所川原市の保険証をもったまま転出することができます。その場合、「学生用被保険者証(☎保険証)」が交付されます。

☎保険証が交付された場合は、転出先での国民健康保険加入の手続きは不要です。また、国民健康保険税はこれまでと同様、五所川原市の世帯に課税されるため、転出先では課税されません。

※「大学・高校など」とは、学校教育法に規定する学校・専修学校・各種学校のほか、これらの学校などと同程度の教育を行う教育機関も含まれます。

学 新規該当

新規に交付を希望するとき、または更新の手続きのとき(☎保険証は、毎年更新の手続きが必要です)には次のものをお持ちください。

届出に必要なもの

- ・在学証明書(更新の方は新年度の在学証明書が必要となります。)
- ・親元の被保険者証
- ・☎保険証(更新の方に限り、有効期限が平成29年3月31日までのもの)
- ・はんこ(スタンプ式は不可)
- ・マイナンバーがわかるもの



記載内容の変更

☎保険証の内容が変更になったときには手続きが必要です。

- ・引っ越しをして、住所が変わったとき
- ・(実家の)世帯主が変わったとき
- ・氏名が変わったとき など



届出に必要なもの

- ・保険証
- ・はんこ(スタンプ式は不可)

学 保険証をやめるとき

卒業や中退などで、学生の身分を失った時は手続きが必要です。

届出に必要なもの

- ① 学生でなくなったことを証明する書類(卒業証明書、退学証明書など)
- ② ☎保険証
- ③ はんこ(スタンプ式は不可)

※他の保険に加入し、国保をやめる際には
④ 新しい保険証または資格取得連絡票
また、①の場合は、現住所地での国民健康保険取得の手続きの併せてお願いします。



一生に一回は肝炎ウイルス検査が必要です!!



どうして どうして?



B型・C型肝炎の感染者は全国で300万人を超し、国内最大級の感染症とも言われています。感染に気づかないまましていると病気が進行し、症状が出る頃には肝硬変や肝臓がんになる恐れがあります。

まずは、ご自身に肝炎ウイルスがないか確認することが大切です。

今まで受けたことのない方はぜひ受けましょう。 ← 検査や治療費の助成制度があるんだよ!

★平成29年度市民健診はこうなります★

市民健診は

- ① 指定日に地域の会場で受診する「**集団健診**」か
- ② 都合の良い日に病院で受診する「**個別健診**」のどちらかを受診できます。



各種健(検)診	内容(赤字が変更)
特定健康診査	40歳～74歳の国民健康保険被保険者、生活保護受給者 年1回受診
健康診査	後期高齢者医療被保険者、受診時満75歳以上の生活保護受給者、年1回受診、無料
胃がん検診	胃部X線撮影は40歳以上の男女、年1回受診 胃内視鏡検査は50歳以上で平成28年度受診してない方(2年に1回受診)
大腸がん検診	免疫潜血反応検査2日法、40歳以上の男女、年1回受診
肺がん検診	胸部X線撮影、40歳以上の男女(60歳以上無料)、年1回受診、 肺がん巡回検診を実施
子宮頸がん検診	頸部細胞診検査、20歳以上の女性(20歳～39歳無料) 2年に1回受診
乳がん検診	問診とマンモグラフィのみ 、40歳以上の女性(40歳無料) 2年に1回受診
前立腺がん検診	平成29年度から実施しません
肝炎ウイルス検診	血液検査、過去に肝炎ウイルス検診未受診の①40歳以上の5歳刻みの節目年齢の男女②節目年齢以外で集団健診の特定健診・健康診査を受ける希望者が対象、無料
歯周病検診	問診と歯科診察、40・50・60・70歳の男女、無料 ←

※健(検)診は6月スタートです

※日程、料金等、詳しくは市民健診べんり帳をご覧ください

健康な歯・口のために **歯周病検診を受けましょう!!**

歯周病は、国民の8割がかかっており、40歳以上では歯を失う原因の第1位となっています。歯周病菌が歯ぐきの血管から入り込み、全身の様々なところに影響を及ぼす恐ろしい病気です。

●**知ってほしい① 歯周病菌と関係する病気がこんなにあります!!**

歯周病とからだの病気

●**脳**
脳卒中(健康な人の**2倍!**)
認知症

●**心臓・血管**
狭心症・心筋梗塞・心内膜炎・
動脈硬化・バジュー病(難病)
(心臓発作の確率は約**3倍!**)



こじりん

●**がん**
口腔がん、食道がん、
すい臓がんなど

●**肥満**

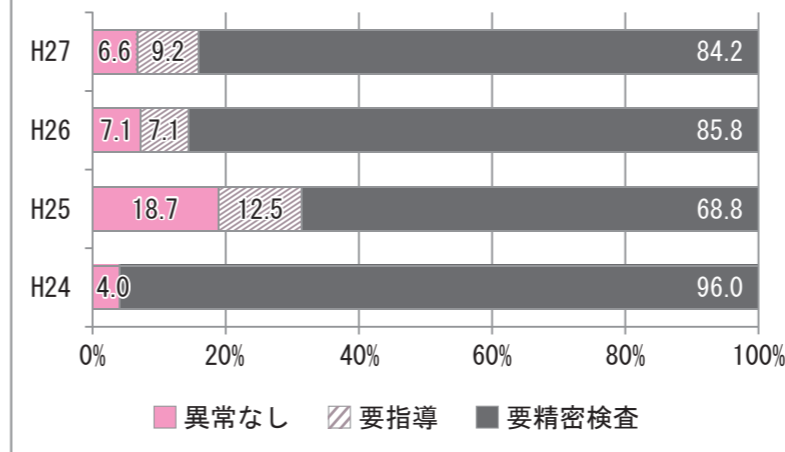
●**肺炎・気管支炎**

●**糖尿病**
(健康な人の**2倍!**)

●**骨**
骨粗しょう症

●**知ってほしい② 五所川原市の歯周病検診の結果からわかったこと**

五所川原市歯周病検診結果 (H24～H27)



受診者の約**8割以上**が「**要精密検査**」という結果だよ!

歯周病は、知らない間に進んでいることがわかるね。

だから、検診を!



●対象の方は、この機会を逃さず、ぜひ受診しましょう!

市民健診に関するお問い合わせは、健康推進課 内線2363・2364